

# 練馬区住宅修築資金 融資あっせんのしおり

この制度は、自己資金だけでは住宅の修築が困難な方に対し、区内の金融機関（信用金庫・農協）に融資のあっせんを行い、金融機関を通じて区が利子補給することにより、低利で融資をするものです。所得や住宅の広さなど、申込みには一定の条件があります。このしおりで確認の上、お申込みください。詳しくは下記にお問合せください。

融資の審査および貸付は金融機関が行います。融資の条件や審査、手続方法等については、事前に金融機関（信用金庫・農協）にご相談されることをお勧めします。

お問合せ・申込み先

練馬区建築・開発担当部住宅課管理係（本庁舎 13 階）

電話 5984-1289 （直通）

**※ 必ず着工前にお申込みください。**

◎受付期間 令和4年4月1日から

予算額に到達したら締め切ります。

---

## 斡旋の対象となる住宅・工事

---

### ● 住宅の修築

対象となる住宅

- (1) 練馬区内にある住宅で、居住部分の床面積が175㎡以下であること。
- (2) 事務所・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。
- (3) 住宅が申込者本人の所有でない場合は、その工事について所有者の承諾(共有の場合は、本人以外の共有者の承諾)が得られること。

対象となる工事

- (1) 基礎、土台、外壁、屋根、台所、トイレ、浴室、床、内壁などの修築。
  - ※ 建物の全部を取り壊して新たに住宅を建て直す場合は、あっせんの対象となりません。
  - ※ 耐震改修工事あるいはアスベスト対策工事（区から助成金を受ける場合も、助成金を差引いた金額が対象になります。）また、あわせて行うリフォーム工事も対象となります。
- (2) 増築工事は、つぎの①②③全ての条件を満たす場合に限りです。
  - ① 増築する部分の床面積が20㎡以下であること。  
(増築後の床面積が175㎡以下であること。)
  - ② すでに同居しているか工事終了後3か月以内に同居する予定の高齢者（65歳以上）または練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項の規定に該当する者が、常時使用する部分の増築工事であること。
  - ③ その増築工事について、建築確認が受けられること。

練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項別表（抜粋）

- 1 知的障害者であって知的発達の遅滞の程度が中度以上である者
- 2 知的障害者であって知的発達の遅滞の程度が軽度である者
- 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同法規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の程度（以下本項において「障害の程度」という）が2級以上である者
- 4 障害の程度が3級程度である者
- 5 脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する者
- 6 スモンその他の特殊疾病のうち規則で定める疾病を有する者

## ● 危険なブロック塀などの改良

区の事前調査が必要です。前もってご相談ください。

(対象となる塀および工事)

公道に面していて、震災時に倒壊し、死傷事故を起こす恐れがあると区が判断した塀を、**※法令**に定める基準に沿った、安全で強度十分な塀に改良することを設計図等により確認できる工事。 ※ 建築基準法施行令第 62 条の 8

## ● アスベスト対策工事

(対象となる工事)

練馬区アスベスト等除去工事助成要綱に基づく区の助成交付が決定した工事

※ 工事に際しては、練馬区アスベスト飛散防止条例を遵守すること。

## ● 耐震改修工事

(対象となる工事)

練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱または練馬区民間建築物耐震改修等助成要綱に基づき、区の助成金交付が決定した住宅の耐震改修工事

---

## 申込者の資格

---

申込み日現在、つぎの要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 練馬区内に引き続き 1 年以上居住していること。
- (2) 20 歳以上で、償還完了時に 70 歳未満であること。
- (3) 前年の世帯総所得が 1, 200 万円以下であること。
- (4) 住民税・軽自動車税を滞納していないこと。
- (5) 東京都内または隣接する県内に 1 年以上居住し、住民税・軽自動車税を滞納していない連帯保証人（練馬区外の場合は、前年度の住民税を滞納していないこと。）が得られること。

※ 危険な塀の改良工事およびアスベスト対策工事の場合は、(1)の居住期間および(3)の所得に関する条件は問いません。

---

## 融資あっせんの条件

---

金額： 工事見積り金額内で 10 万円から 500 万円まで（1 万円単位）  
（耐震改修工事、アスベスト除去工事で区の助成金の交付を受けている場合、その金額を差引きます。）

返済期間： 7 年（84 ヶ月）以内（区の利子補給期間も最長 7 年です。）

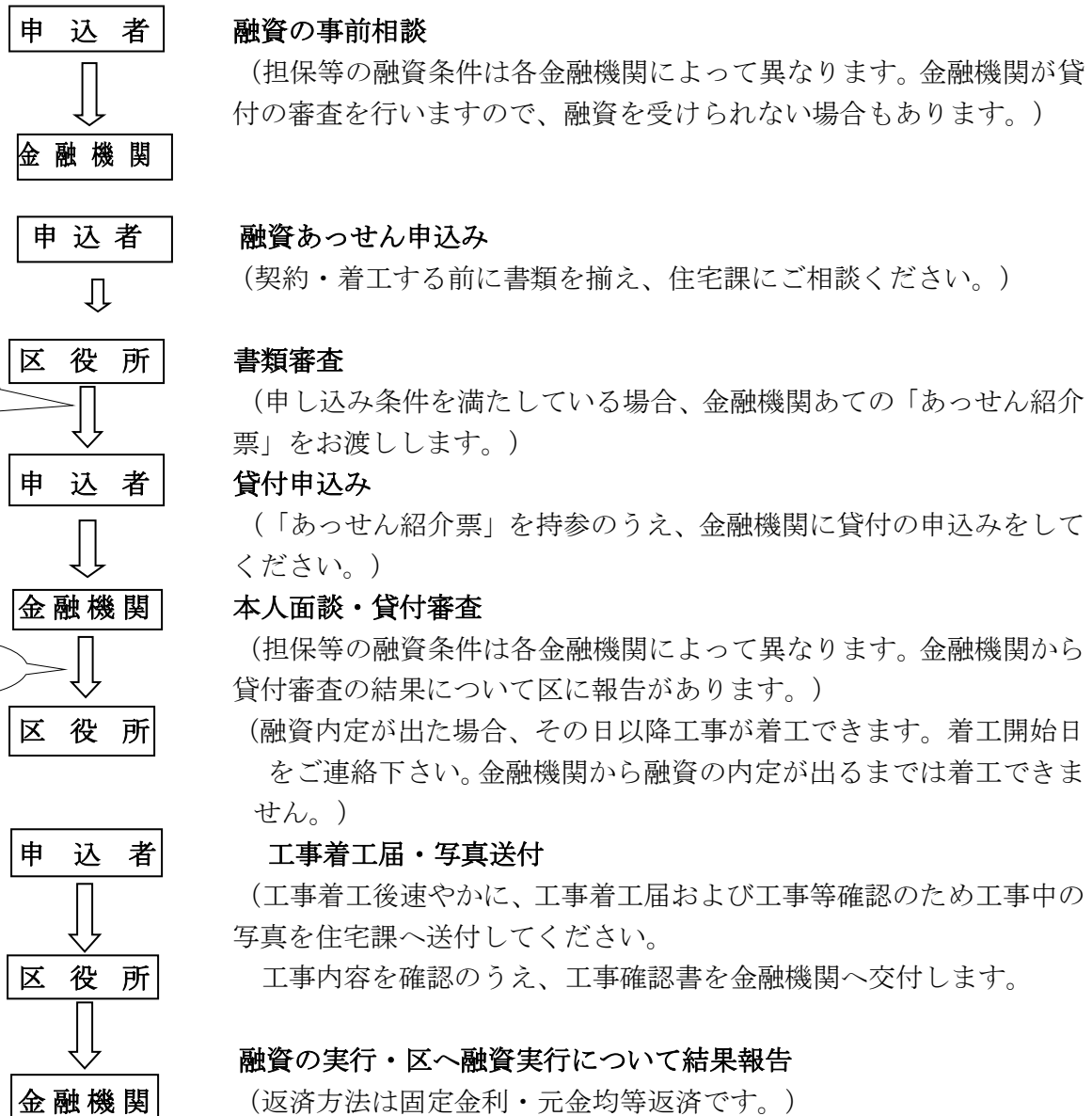
返済方法： 元金均等による月賦返済（ボーナス併用払いはできません。）

利率： 固定金利（巻末の利率表をご覧ください。）

工事内容、世帯所得、世帯構成等によって、申込者の利子負担率が異なります。

## 申込みから融資実行まで

※申込者の状況により、必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。



### ※ 注意事項

中古住宅等を修築した後に入居する予定で申込みした場合は、融資実行の条件として、所有権移転登記が完了していることが必要です。

金融機関の貸付条件として、抵当権の設定や、信用保証機関の保証を求められる場合があります。その際の費用は申込者の負担となります。

すでにこの制度による融資を受け償還中の方は、別の工事を行う場合でも、この融資あっせんは受けられません

## 融資の取り止め・利子補給金の返還

つぎの場合には融資を取り止め、または利子補給金を返還していただきます。

- 融資内定前に工事をはじめたとき
- 融資内定後3ヶ月を過ぎても工事を着工しなかったとき
- 事実を偽って申込みをしたとき
- 高齢者・障害者と同居予定で申込み、工事終了後3か月以内に同居しなかったとき
- 償還を怠ったとき、その他この制度の定めに従わなかったとき

## 申込みに必要な書類など

必要なもの	申込者	連帯保証人
● 住宅修築資金融資あっせん申込書	○	—
● 工事見積書	○	—
● 住民票 申込者は世帯全員のもの	○	○
● 前年（確定していないときは前々年）の所得を証明できるもの 申込者は世帯全員のもの (例)源泉徴収票・確定申告書の控え・年金支払通知書など	○	○
● 住民税納税証明書 連帯保証人の住所が練馬区外の場合は、前年度(発行できない時は前々年度)の課税額と納付済額が明示されているもの	△	△
● 登記簿謄本（土地・建物の両方） ※ 住宅が申込者以外の所有である場合（申込者との共有の場合も同様）所有者の「修築承諾書」	○	—

### 〔その他必要なもの〕

※建築確認申請が必要な工事を行う場合 ⇨ その工事に係る「建築確認通知書」

※障害者同居世帯の場合 ⇨ 練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項に該当することがわかる書類

※アスベスト対策工事を行う場合 ⇨ 分析報告書

※耐震改修工事を行う場合 ⇨ 練馬区からの耐震改修工事助成金交付決定通知書の写し

## 取扱金融機関

### 西京信用金庫（7店）

富士見台支店	富士見台	2 - 1 - 14	☎	3990-1161
石神井台支店	石神井台	4 - 12 - 18	☎	3929-7671
練馬支店	豊玉北	5 - 14 - 3	☎	3993-4311
江古田支店	栄町	44 - 7	☎	3993-7611
北町支店	北町	1 - 30 - 4	☎	3931-0131
大泉支店	東大泉	3 - 20 - 8	☎	3921-1211
氷川台支店（仮店舗）	栄町44-7 江古田支店内		☎	3937-0411

### 巣鴨信用金庫（6店）

江古田支店	旭丘	1 - 55 - 1	☎	3951-1121
練馬支店	練馬	1 - 4 - 1	☎	3992-2101
田柄支店	田柄	2 - 5 - 27	☎	3977-4111
土支田支店	土支田	4 - 7 - 7	☎	3923-3111
平和台早宮支店	早宮	2 - 17 - 37	☎	3933-7711
光が丘支店	田柄	5 - 16 - 6	☎	5241-2611

### 西武信用金庫（1店）

大泉支店	大泉学園町	7 - 15 - 7	☎	3921-6711
------	-------	------------	---	-----------

### 東京信用金庫（5店）

中村橋支店	中村北	3 - 16 - 11	☎	3999-5101
練馬支店	春日町	1 - 15 - 2	☎	3577-0761
大泉支店	大泉学園町	7 - 16 - 21	☎	3978-8011
武蔵関支店	関町東	1 - 21 - 9	☎	5991-4111
土支田支店	土支田	4 - 3 - 1	☎	3922-3663

### 城北信用金庫（3店）

上石神井支店	上石神井	4 - 1 - 12	☎	3929-2131
谷原支店	谷原	2 - 5 - 6	☎	3904-1151
平和台支店	早宮	2 - 17 - 43	☎	3933-1121

### 朝日信用金庫（1店）

大泉支店	大泉学園町	6 - 12 - 40	☎	3921-3211
------	-------	-------------	---	-----------

東京東信用金庫 (1店)

江古田支店 旭丘 1-27-9 ☎ 3952-1236

東京シティ信用金庫 (1店)

石神井支店 石神井町 2-14-1 ☎ 3997-2195

芝信用金庫 (1店)

田柄支店 田柄 3-13-15 ☎ 3825-1311

東京あおば農業協同組合 (JA東京あおば) (13店)

練馬春日町支店 春日町 1-17-34 ☎ 3999-1451

中村橋支店 中村北 3-11-6 ☎ 3999-1611

桜台支店 桜台 3-35-17 ☎ 3992-6188

高松支店 高松 6-34-1 ☎ 3997-5231

田柄支店 田柄 2-20-10 ☎ 3939-0021

豊玉支店 豊玉北 4-7-6 ☎ 3994-2911

平和台支店 平和台 3-25-20 ☎ 3937-0881

石神井支店 石神井町 5-11-7 ☎ 3995-4121

関町支店 関町北 1-22-11 ☎ 3920-4128

富士見台支店 南田中 3-1-1 ☎ 3995-4191

大泉支店 大泉学園町 2-12-17 ☎ 3925-3111

東大泉支店 東大泉1-28-1 リズモ大泉学園 ☎ 3925-3211

西大泉支店 西大泉 4-9-1 ☎ 3978-1711

# 利 率 表

● 下記の利率は、令和4年4月1日現在のものです。金利情勢により変更することがあります。（金利は実行日のものが適用されます。）

対象区分		世帯所得	年利率（固定金利）	
			申込者負担率	区利子負担
一般世帯	○住宅の修築	8,352,000 円以下	1. 3 %	0. 7 %
		8,352,001 円から 12,000,000 円まで	2. 0 %	利子補給無
高齢者・ 障害者 同居世帯	○住宅の修築 ※高齢者・障害者が常時使用する 箇所の修築	3,540,000 円以下	利子全額補給	2. 0 %
		3,540,001 円から 8,352,000 円まで	0. 6 %	1. 4 %
		8,352,001 円から 12,000,000 円まで	2. 0 %	利子補給無
○ 危険なブロック塀などの改良 ○ アスベスト対策工事		無制限	1. 0 %	1. 0 %

※修築部分が高齢者・障害者が常時使用しない箇所（他の家族専用部屋等）は対象外とするが、外壁、屋根、台所、トイレ等、共用部分の場合は対象とする。

- 「所得」とは
- 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額が所得金額です。
  - 確定申告書の第一表の所得金額の合計欄が所得金額です。
  - この他の収入（年金等）についてはお問合わせください。